

新湊庁舎跡地利用支援業務に係る公募型プロポーザルの実施について

射水市では、平成28年秋の新庁舎開庁に伴い、庁舎としての用途を終えて普通財産となる新湊庁舎跡地について、民間活力導入可能性調査等を含めた調査・検討を行う新湊庁舎跡地利用支援業務に係る公募型プロポーザルの参加者を募集します。参加を希望される方は、次の要領により手続を行ってください。

平成28年6月27日

射水市長 夏野 元志



- 1 業務名
新湊庁舎跡地利用支援業務
- 2 業務目的
新湊庁舎跡地を有効活用するに当たり、その整備手法として、民間活力の導入可能性を検討するとともに、事業の基本プランを構築すること。
- 3 業務内容
別紙「新湊庁舎跡地利用支援業務 業務仕様書」参照
- 4 委託期間
平成28年8月上旬から平成29年3月下旬を予定
- 5 見積限度額
9,720,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
- 6 優先交渉事業者の選定方法
公募型プロポーザル方式により選定する。
- 7 応募者の参加資格要件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
 - (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の

開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産
手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項
第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

(5) 参加表明書を提出する時点において、射水市競争入札参加資格者名簿の業種区分「委託」
に登載されている者であること。

(6) 富山県又は射水市からの指名停止期間中の者でないこと。

8 募集要項の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

期限 平成28年7月1日（金）17時まで

受付場所 問い合わせ先に同じ

方法 持参、ファックス又は電子メール（様式任意）

※送付後、電話で送達確認を行うこと。

(2) 質問の回答について

期日 平成28年7月8日（金）

回答方法

- ・回答は、ホームページに掲載する。
- ・質問に対する回答は、仕様書等の追加または修正とみなす。

9 参加表明書の作成要領

(1) 提出書類

①参加表明書 1部（様式1）

（添付書類）

a 会社概要 1部（様式任意）

b 業務実績 1部（様式任意）

c PPP事業に関する主な業務実績 1部（様式任意）

・平成17年度以降の導入可能性調査の実績

（年度、業務名、発注者、請負額、検討結果等）

・平成17年度以降のアドバイザー業務の実績

（年度、業務名、発注者、請負額、事業スキーム等）

・平成17年度以降の類似業務の実績（年度、業務名、類似点等）

※北陸地区の実績については、平成17年以前であっても記載すること。

※業務の一部を別会社に委託あるいは協力を受ける場合は、その別会社を合わせて
記載すること。

10 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

①企画提案書 各10部

「業務仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

a 実施体制（A4縦1枚）

人員構成（担当部署、責任者、予定担当者人数、経歴、関連業務実績等）

※業務の一部を別会社に委託あるいは協力を受ける場合は、その別会社を合わせて記

載すること。

b 提案事項

- ・新湊庁舎跡地利用支援業務への取組方針
本業務における取組方針、着眼点とアピールポイント（A4縦2枚以内）
- ・地域住民ニーズ、地域経済の課題等を踏まえた導入機能の考え方（A4縦2枚以内）
地域住民、地域経済との対話、意見集約についての考え方、それらを踏まえた導入機能の検討の在り方
- ・マーケットサウンディングを実施する際の考え方
庁舎跡地の民間活力を伴う利活用に対する考え方、マーケットサウンディング実施に当たっての考え方など（A4縦2枚以内）
- ・事業スキーム検討、民活導入可能性の総合評価の考え方（A4縦2枚以内）

c 実施スケジュール（A4縦2枚以内）

※企画提案書は、各提案事項で示した枚数の範囲内とする。

※参加者は、1つの提案しか行うことができない。

※提出期限以降の企画提案書の差し替えまたは再提出は認めない。

※提出書類の文字サイズは10ポイント以上とし、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかがわかる表示は一切しないこと。

②見積書 1部

見積りの総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。

（様式任意とする。消費税及び地方消費税を含めること。）

(2) 提出期間等

①参加表明書 平成28年7月8日（金）～ 7月13日（水）

②企画提案書及び見積書 平成28年7月21日（木）～7月22日（金）

・提出先 問い合わせ先に同じ

・提出方法 持参または郵送（消印有効）

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

1.1 プレゼンテーション、ヒアリングの実施

提案者は、7月下旬（予定）に開催する選定委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、選定委員会が本プロポーザル協議に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、予めプレゼンテーション、ヒアリングを求める者を選定した上で行うことがある。詳細については別途通知する。

1.2 審査要項

(1) 募集要項で定める評価基準に基づき、選定委員会が、提出された提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

1.3 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

14 日程

- 平成28年6月27日 募集要項公表
- 平成28年6月27日～7月1日 質疑事項提出期間
- 平成28年7月8日 質疑事項に対する回答（ホームページ）
- 平成28年7月8日～7月13日 参加表明書提出期間
- 平成28年7月21日～7月22日 企画提案書及び見積書提出期間
- 平成28年7月下旬 選定委員会開催（プレゼン、ヒアリング）
- 平成28年7月下旬 優先交渉事業者決定

15 契約の締結

射水市は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者（優先交渉事業者）と委託契約の締結交渉を行い、別途定める見積限度額の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、優先交渉事業者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。

16 担当課・問い合わせ先

〒939-0393 射水市戸破1511番地
射水市役所小杉庁舎3階 政策推進課庁舎整備班
TEL 0766-57-1623
FAX 0766-56-1524
E-mail seisaku@city.imizu.lg.jp

17 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、プレゼンテーション、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。また、必要に応じて補足資料を求める場合がある。
- (5) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア. 本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ. 期限後に提案書を提出した者

18 今後の取り扱い

今後、この調査結果を参考として射水市が民間活力の導入を判断した場合にあつても、本業務の受託者と、以降のアドバイザー契約を行うとは限らない。